

青森県報

第二千百九十六号

平成十五年七月七日(月曜日)

目次	
告示	
公有水面埋立ての免許	(漁港漁場整備課) 一
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(同) 二
公告	
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(文化・スポーツ振興課) 三
製菓衛生師試験の施行	(薬務衛生課) 四
大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営振興課) 四
出先機関	
漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定	(西地方農林水産事務所) 五
右 同	(同) 五
青森県営農高等学校の学生募集	(営農高等学校) 六

告示

青森県告示第四百五十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定により、平成十五年六月二十七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定

により告示する。

平成十五年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小堀安雄

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一、九の一、五の一、九二、四及び九三の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台(北緯四一度一三分二五秒、東経一四〇度三三分五五秒)から一九五度〇一分一七二・九二メートルの地点

の地点 地点から一八〇度〇二分七・五九メートルの地点

の地点 地点から二七〇度〇二分九四・〇〇メートルの地点

- の地点 ①の地点から二四七度一八分二〇・一五メートルの地点
- の地点 ②の地点から二七五度二七分二九・六一メートルの地点
- の地点 ③の地点から七度三三分四〇・九一メートルの地点
- の地点 ④の地点から八〇度三三分七・五七メートルの地点
- の地点 ⑤の地点から一八〇度〇二分二九・二三メートルの地点

3 面積

一、五九三・八八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一、九の一、五の一、九二、四及び九三の地先公有水面

2 区域

次の(A)の地点から①の地点までを順次に直線で結んだ線及び(A)の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- (A)の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台（北緯四一度三分二五秒、東経一四〇度三分五五秒）から一九六度五七分一五三・六八メートルの地点
- (B)の地点 (A)の地点から一八〇度〇二分二七・五九メートルの地点
- (C)の地点 (B)の地点から二七〇度〇二分九四・〇〇メートルの地点
- (D)の地点 (C)の地点から二四七度一八分二〇・一五メートルの地点
- (E)の地点 (D)の地点から二七五度二七分二九・六一メートルの地点
- (F)の地点 (E)の地点から七度三三分四〇・九一メートルの地点
- (G)の地点 (F)の地点から八〇度三三分七・五七メートルの地点
- (H)の地点 (G)の地点から八〇度一八分二〇・二九メートルの地点
- (I)の地点 (H)の地点から一八〇度〇二分二二・六七メートルの地点

3 面積

四、三九四・三九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第四百五十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十三

年六月二十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年六月二十七日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで深浦町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一 青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一 青森県知事職務代理者 青森県事務吏員 小堀安雄

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二七三番地三三三号から同町大字北金ヶ沢字塩見形一三番地二号を経て同町大字関字柝沢九三番地一一号に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち ①の地点と ②の地点を結ぶ平成二年一月二十九日付け青森県指令第三〇五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D・Lプラス一・五メートルにより決定）、 ③の地点から ④の地点までの順次に結んだ線及び ⑤の地点から⑥の地点、 ⑦の地点と⑧の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位D・Lプラス〇・三八メートル（東京湾中等潮位プラス〇・五八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。ただし、⑨の地点から⑩の地点を順次に結んだ線及び⑪の地点と⑫の地点とを結んだ線により囲まれた区域を除く。

①の地点 深浦町多角点HH二八 一一（X座標八三二一三・二二七 Y座標マ

イナス六二二七二・六二三(北緯四〇度四分四九秒、東経一四〇度〇五分四五秒) から一四七度〇六分〇二秒一七四・八五メートルの地点

の地点から三八度四分三六秒一五六・五六メートルの地点

の地点から一八度四分三六秒〇・八〇メートルの地点

の地点から三八度四分三六秒五・八〇メートルの地点

の地点から一八度四分三六秒二一・五〇メートルの地点

の地点から一八度四分三六秒一四・五五メートルの地点

の地点から一八度四分三六秒二七・七〇メートルの地点

の地点から三八度四分三六秒八・七五メートルの地点

の地点から一八度四分三六秒一五八・三〇メートルの地点

の地点から一八度四分三六秒一七九・〇八メートルの地点

の地点から一〇度四分四三秒三六・三三メートルの地点

の地点から三三度二分一四秒七・四六メートルの地点

の地点から三三度一分一七秒一・八六メートルの地点

の地点から三三度四分四二秒一・六七メートルの地点

の地点から三三度二分五二秒一四・九六メートルの地点

の地点から三三度四分五三秒三八・三四メートルの地点

の地点から三三度四分五三秒三三・三八メートルの地点

の地点から三三度四分五三秒一四・一五メートルの地点

の地点から三三度四分五三秒一四・六九メートルの地点

の地点から三三度二分二八秒八・一二メートルの地点

の地点から三〇度二分一六秒七・九七メートルの地点

の地点から三〇度二分一六秒九・四五メートルの地点

の地点から二九度四分五三秒九・〇〇メートルの地点

の地点から二九度一分一七秒一・三三メートルの地点

の地点から三三度二分〇六秒二・八三メートルの地点

の地点から三三度四分三六秒〇・五七メートルの地点

の地点から三三度四分三六秒三・〇〇メートルの地点

の地点から三三度四分三六秒〇・七四メートルの地点

の地点から三三度四分三六秒〇・七四メートルの地点

の地点から三三度四分三六秒〇・七四メートルの地点

の地点から三三度四分三六秒〇・七四メートルの地点

- ③1の地点 ①の地点から八七度四分〇二秒三八・七メートルの地点
- ③2の地点 ②の地点から三五三度四分二秒一五・八五メートルの地点
- ③3の地点 ③の地点から三八度四分三六秒五七・五四メートルの地点
- ③4の地点 ④の地点から八三度四分二秒一五・八五メートルの地点
- ③5の地点 ⑤の地点から一八度四分三六秒五二・五二メートルの地点
- ③6の地点 ⑥の地点から一八度四分三六秒八四・四七メートルの地点
- ③7の地点 ⑦の地点から三三度四分三六秒一三・八二メートルの地点

3 面積 二九、五三二・三二二平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日 平成十五年六月二十四日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人テイクオフみさわ

- 三 代表者の氏名 太田 博之

- 四 主たる事務所の所在地 三沢市中央町二丁目六四の四二

- 五 定款に記載された目的

この法人は、航空の科学や歴史などを題材として、青少年の健全育成に資する活動や生涯学習に資する活動を行うこと、並びに航空を媒介にした地域振興に寄与することを目的とする。

製菓衛生師試験の施行

平成十五年製菓衛生師試験を次のとおり施行するので、青森県製菓衛生師法施行細則(昭和四十四年五月青森県規則第三十五号)第三条の規定により公告する。

平成十五年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成十五年十月十九日(日)

2 場所

青森市中央三丁目二〇の三〇

県民福祉プラザ

二 受験願書受付期間

平成十五年八月十八日(月)から同月二十九日(金)まで。ただし、郵送による場合は、八月二十九日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部薬務衛生課食品衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各健康福祉こどもセンター又は青森県健康福祉部薬務衛生課食品衛生グループで交付する。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山 ダイソー&アオヤマー〇〇円プラザ 弘前店

弘前市城東第五土地区画整理地六三街区九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 榎本昌警

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 青山商事株式会社

広島県福山市王子町一丁目三の五

代表取締役 宮前省三

2 株式会社青五

広島県福山市王子町二丁目一四の三八

代表取締役 一色敬義

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年二月二十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四七五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

六〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

四八平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一六立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前一〇時

閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十五年六月二十三日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年七月七日から同年十一月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

西地方農林水産事務所告示第一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十五年七月七日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

一 漁港の名称

鱒ヶ沢（鱒ヶ沢）漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
鱒ヶ沢港東防波堤灯台（北緯四〇度四七分〇四秒、東経一四〇度二二分三〇秒）から二四度〇〇分〇〇秒六四〇メートルの地点を中心とした半径二〇〇メートルの円内の区域	船舶

三 指定の適用期間

平成十五年七月二十日（同日に開催される予定の祭りが同月二十一日又は二十八日に順延される場合にあつては、当該祭りが開催される日）

西地方農林水産事務所告示第二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十五年七月七日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

一 漁港の名称

鱒ヶ沢（鱒ヶ沢）漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
次のの地点からの地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域 の地点 鱒ヶ沢港東防波堤灯台（北緯四〇度四七分〇四秒、 東経一四〇度二分三〇秒）から一三五度〇〇分 〇〇秒八三二メートルの地点 の地点 〇の地点から三二六度〇〇分〇〇秒七五〇メート ルの地点 の地点 〇の地点から四八度〇〇分〇〇秒二〇メートルの 地点 の地点 〇の地点から一三六度〇〇分〇〇秒七四〇メート ルの地点	船舶

三 指定の適用期間

平成十五年七月二十七日 午前五時から午前十一時まで

青森県営農大ニ校告示第二号

平成十六年度青森県営農大ニ校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大ニ校規則（昭和五十五年三月青森県規則第二十号）第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一次募集試験（推薦選考を含む。）の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成十五年七月七日

青森県営農大ニ校長 米 田 豊

一 修業年限

二カ年

二 募集人員

課 程	定 員
畑作園芸課程 果樹課程	七十名 (男女を問わない。)

畜産課程

三 受験資格等

- 推薦選考は、2の(一)及び次の各号のすべてに該当する者で、出身学校長の推薦を得た者
 - 学校成績の評定平均値が三・〇以上の者
 - 卒業後、農業経営に従事する等地域の農業振興に尽くす意志が強く健康な者
 - 一次及び二次募集試験は、次の各号のいずれかに該当する者
 - 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者
 - 前号に規定する者と同年以上の知識及び能力を有すると知事が認める者
- 試験等の実施期日、場所及び試験科目

五 受験手続

試験等	試験の期日等	試験の場所等	試験科目等
推薦選考	平成十五年十二月二日 (火) 午前十時五十分	(千〇三九 二五九八) 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大ニ校	小論文、面接、調査書等の関係書類
一次募集試験	平成十六年二月十三日 (金) 午前九時	"	筆記試験「現代文、数学、生物、小論文」、面接
二次募集試験	平成十六年三月九日 (火) 午前九時	"	"
試験等	提出書類	受付期間	提出先
推薦選考	一次募集試験の提出書類 (第四項を除く。)に加え て学校長の推薦書(第二号	平成十五年十一月十日(月)から同月二十日	

六 合格者の発表

<p>試験 二次募集 試験</p>	<p>”</p>	<p>平成十六年二月 二十三日(月) から同年三月三 日(水)まで</p>	<p>”</p>
<p>試験 一次募集</p>	<p>一 入校願書(第一号様式 写真貼付) 二 受験票(本校所定のも の、写真貼付) 三 平成十五年三月に高等 学校又は中等教育学校を 卒業した者及び平成十六 年三月に卒業する見込み の者にあつては、知事が 別に定める志願者調査書 四 前項に規定する以外の 者にあつては、次に掲げ る書類 イ 最終出身学校の卒業 証明書又は卒業見込証 明書 ロ 最終出身学校の成績 証明書 ハ 健康診断書</p>	<p>平成十六年一月 八日(木)から 同月三十日(金) まで</p>	<p>(〒〇三九 二五九 八) 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大学校</p>
<p>様式)</p>		<p>(木)まで</p>	

七 その他

<p>試験等</p>	<p>発表の期日</p>
<p>推薦選考</p>	<p>平成十五年十二月九日(火)</p>
<p>一次募集試験</p>	<p>平成十六年二月十九日(木)</p>
<p>二次募集試験</p>	<p>平成十六年三月十二日(金)</p>

- 1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること)。(一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。(二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。(三) 開示場所は、青森県営農大学校会議室とする。
- 2 この募集について不明な点がある時は、青森県営農大学校教務課(電話〇一七六 六一 三一一)に問い合わせること。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭